

平成31年高島市教育委員会第4回定例会

【 会 議 録 】

平成31年4月24日

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時15分

平成31年高島市教育委員会第4回定例会会議録目次

(平成31年4月24日)

出席委員・出席事務局職員…………… 1

提出議案の題目…………… 1

議事日程…………… 2

(議事の経過)

日程第1 議第24号 高島市教科用図書選定委員会委員の委嘱等について
…………… 6

日程第2 議第25号 高島市教科用図書選定委員会調査研究員の任命につ
いて…………… 6

平成31年高島市教育委員会第4回定例会会議録	
招集年月日	平成31年4月24日
招集の場所	教育委員会2階 大会議室
開会	午前9時30分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 田邊 栄美子
教育委員会 事務局職員	教育総務部長 北村 英明 教育指導部長 川島 浩之 教育総務部次長 (社会教育課長取扱) 川原林 剛 (高島市民会館長取扱) 山本 純子 教育総務課長 大塚 寿彦 文化財課 松田 邦幸 市民スポーツ課長 角野 和善 図書館長 玉木 健史 学校教育課長 村田 秀俊 学事施設課長 辻 信孝 学校給食課長 長瀬 千恵美 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主事 阿慈知 美佳
提出議案の題目	1. 高島市教科用図書選定委員会委員の委嘱等について 2. 高島市教科用図書選定委員会調査研究員の任命について
委員提出議案の題目	なし
開議	午前9時30分
会議録署名委員	本定例会の会議録署名委員は次の委員とした。 小多 偕裕 委員 田邊 栄美子 委員

議事日程

平成31年4月24日（水）

午前9時30分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 平成31年第3回定例会会議録の承認

第3 平成31年第2回臨時会会議録の承認

第4 議事録署名委員の指名

第5 議事

日程第1 議第24号 高島市教科用図書選定委員会委員の委嘱等について 当日配布

日程第2 議第25号 高島市教科用図書選定委員会調査研究員の任命について 当日配布

第6 報告事項

報告第10号 高島市教育委員会公告式規則の一部改正について

報告第11号 高島市教育委員会公印規則の一部改正について

報告第12号 高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部改正について

報告第13号 高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部改正について

報告第14号 高島市立公民館職員の任命について

報告第15号 高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について

報告第16号 高島市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第17号 高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について

報告第18号 高島市立学校産業医の委嘱について

報告第19号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱等について

報告第20号 平成30年度高島市立学校学校評価について 別冊資料

第7 今後の日程

議 事 の 経 過

開 会 (午前9時30分)

(大塚教育総務課長)

それでは、平成31年高島市教育委員会第4回の定例会の方を始めさせていただきます。開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただきましたのち、議事日程により、会議の進行をよろしくお願いいたします。

(上原教育長)

改めまして、みなさん、おはようございます。

桜の季節もすっかり終わってしまいました。桜は冬の終わりをいち早く感じ取り、私たちに春の訪れを告げてくれる代表的な花です。一輪、一輪の花が連なり、重なり合って咲き乱れる姿は圧巻そのものです。そして、その時が来るのを知っているかのように、一斉に散りゆく姿に、はかなさと潔さを感じます。移ろいゆく季節の中で、精一杯咲き、そして命を全うして散ってゆく情景は、人間の人生に重なって見えます。古から日本人が桜の花を好む気持ちが何となく分かるような気がします。

さて、平成31年度の最初の定例会でございますので、私の今年度の所信と戦略の一端を申し上げます。これからの社会は、情報化やグローバル化の進展など急激に変化することが予想され、世界中の人々がインターネットでつながり、そのネットワークに人工知能がつながって、私たちの生活のいたるところで想像をはるかに超えた世界が出現すると考えられます。

また、現在を生きる子どもたちの未来を考えたとき、「今後10～20年程度で、約47%の仕事が自動化される可能性が高い」、また、「子どもたちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就く」と言われています。しかし、どのような時代になろうとも、私たちは、高島市の将来に責任を負った仕事をしなければならぬと思っています。

昨年度は、市内のすべての小中学校に学校運営協議会を設置するとともに、中学校区に地域学校協働本部を立ち上げ、地域とともにある学校づくりを進めました。

今年度は、この体制が持続可能なシステムとして成熟するよう努力してまいりたいと考えています。そのため、教育委員会事務局では組織改編を行い、社会教育課内に地域教育連携室を新設し、地域とともにある学校づくりを精力的に推進することとしました。また、学校教育課とは別に学事施設課を設置する

とともに、学校給食課、学校給食センターを教育指導部に移管して、学校教育を一元的に支援・指導する体制を強化いたしました。さらに、東京学芸大学との連携協定も2年目に入り、引き続き、本市の教育の充実を図ってまいりたいと考えています。

今年度のチーム教育委員会のスローガンは、「チャレンジからチェンジ」、社会教育と学校教育を融合させて、教育の化学変化を起こそうと考えています。

あと1週間で平成の時代が終わろうとしています。5月1日からは、令和という新しい時代が始まります。この新しい時代に高島の教育の新しい歴史を創っていきたいと考えています。委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、議事案件が2件、報告事項が11件となっておりますが、何とぞ、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成31年高島市教育委員会第4回定例会の開会に当たりましての、挨拶とさせていただきます。

続きまして、第3回定例会会議録の承認についてお諮りします。

3月20日に開会いたしました第3回定例会の会議録につきましては、お手元に配付したとおり作成することとし、このうち、非公開とした「議第6号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案」にかかる部分を除き、高島市教育委員会会議規則第17条第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、第3回定例会会議録は、承認を受けたものとして、「議第6号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案」にかかる部分を除き、公表いたします。

続きまして、第2回臨時会会議録の承認についてお諮りします。

3月29日に開会いたしました第2回臨時会の会議録につきましては、お手元に配付したとおり作成することとし、高島市教育委員会会議規則第17条第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、第2回臨時会会議録は、承認を受けたものとして公表いたします。

続きまして、議事録署名委員を指名します。小多委員、田邊委員、よろしく
お願いします。

それではこれより、議事に入ります。

まず、日程第1、議第24号、高島市教科用図書選定委員会委員の委嘱等について、および、日程第2、議第25号、高島市教科用図書選定委員会調査研究員の任命についてを議題とします。

お諮りします。議第24号および議第25号の2議案は、教科用図書の選定に関する案件であり、選定が終わるまでに委員等の氏名がわかると公正な選定が出来なくなる恐れがあります。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書、および、高島市教育委員会会議規則第15条第5号の規定により、非公開として取り扱うことに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、議第24号および議第25号の2議案は、非公開といたします。関係職員は退席してください。

(関係職員退席)

(上原教育長)

まず、日程第1、議第24号、高島市教科用図書選定委員会委員の委嘱等についてを議題とします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長：議案朗読、内容説明)

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いします。ないようですので、異議なしということですのでよろしいでしょうか。異議がありませんので、議第24号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第2、議第25号、高島市教科用図書選定委員会調査研究員の任命についてを議題とします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長：議案朗読、内容説明)

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。ございませぬか。な
いようですので、異議なしということによろしいですか。異議がございませぬ
ので、議第25号は原案のとおり可決しました。

退席された方は席へお戻りください。

(退席者着席)

(上原教育長)

続きまして、報告事項に入ります。

まず、報告第10号、高島市教育委員会公告式規則の一部改正についてから、
報告第12号、高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部改正について、
までの3つの案件は、関連がございませぬので一括報告とさせていただきます。
大塚教育総務課長。

(大塚教育総務課長)

お手元資料の1ページをご覧いただきたいと思ひます。報告第10号から報
告第12号につきましては、いずれも教育委員会規則の一部改正ということ
でございませぬ。高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の
規定に基づきまして、4月1日付で教育長の臨時代理をしていただきましたの
で、今回同条第3項の規定に基づきまして報告をさせていただきますという内容に
なっております。資料のほう1枚めくっていただきまして、2ページが規則
の公布文となっております。3ページの新旧対照表をご覧いただきますと、ま
ず公告式規則の一部改正ですが、市長部局の組織改編に伴いまして、前年は地
域振興局各支所となっておりましたが、地域振興局というものがなくなりまし
て、各支所は市民生活部の所管という形に組織が変わりましたので、その部分
につきまして4月1日付で改正をさせていただきますという内容でございませぬ。

続きまして4ページからが報告第11号教育委員会の公印規則の一部改正で
ございませぬ。5ページのほう見ていただきますと新旧対照表をつけさせていた
だいております。いずれも別表の改正になるんですが、少年センター所長之印
鑑、印影という規定が別表にございました。少年センターのほうは、市長部局
の子ども未来部のほうに移管されましたので、教育委員会の公印規則からこれ
を削除させていただきますという内容の改正でございませぬ。6ページのほうは印影
という形です。

7ページが報告第12号でございませぬ。これにつきましては、高島市重要文
化的景観整備活用委員会規則の一部改正ということになってございませぬして、資

料のほうめくっていただきまして8ページが規則の公布文、9ページが新旧対照表となっております。この高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部改正につきましても、市長部局の組織改編に伴う規則の改正ということでございます。9ページの新旧対照表をご覧くださいますと、左側が現行、右側が改正案となっております。都市建設部が都市整備部になったこと、それから都市計画課が都市政策課になったことというものと、先ほど申し上げました地域振興局という名称が無くなりまして、それぞれ市民生活部何々支所というふうに組織改編されましたので、これに基づいてこちらの教育委員会規則も改正をさせていただいたという内容になってございます。以上3件の規則改正ということで報告をさせていただきます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ないようですので、続きまして、報告第13号、高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部改正について、説明をお願いします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

10ページをご覧ください。報告第13号高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部改正についてでございます。高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部改正につき、次のとおり臨時に代理しましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。次のページをご覧ください。高島市教育委員会告示第12号、高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部をこのように改正させていただいております。次のページの新旧対照表をご覧くださいますと、高島中学校に通級指導教室を設置したことに伴い、第1条の以下「児童」という文言が「児童生徒」に変わっております。また第3条「小学校」とありますが、「小学校および中学校の」というふうに変更しております。それと、第5条第2項「通常学級担任者」というような文言になっているのですが、「通常の学級の担任等」というふうに文言を変更したものになっております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、続きまして、報告第14号、高島市立公民館職員の任命について、説明をお願いします。川原林教育総務部次長。

(川原林教育総務部次長)

資料のほう14ページをご覧ください。報告第14号高島市立公民館職員の任命についてということでございます。本件に関しましては、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づきまして、高島市立公民館職員の任命につき、次のとおり教育長のほうで臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定に基づいて報告いたします。社会教育法第28条および高島市立公民館の設置および管理に関する条例第4条の規定によりまして、次の者を公民館職員に任命したものでございます。所属は世代交流センター、氏名につきましては井上正男、職名は公民館の夜間管理人ということでございます。この方につきましては、前回の臨時の教育委員会におきまして公民館職員の任免についてお諮りをいたしておりますが、空席となっておりました夜間管理人を今回任命するものでございます。任用期間につきましては、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとなっております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、続きまして、報告第15号、高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について、説明をお願いします。川原林教育総務部次長。

(川原林教育総務部次長)

資料のほうは次の15ページでございます。報告第15号高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等についてでございます。この件につきましても、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づきまして、教育長により臨時に代理したものでございます。内容につきましては、高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱第3条の規定に基づきまして、次の方を子ども読書活動推進協議会委員に委嘱または任命しようとするものでございます。具体的な内容につきましては、次のページ16ページをご覧ください。2号委員が1人、4号委員が2人、6号委員が1人、7号委員が3人の合計7人を新たに委嘱または任命するものでございます。任期といたしましては、一番下を書いてございます平成31年4月1日から令和2年3月31日までとなっております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。小多委員どうぞ。

(小多委員)

前回の定例会で委嘱をした人の変更ということですね。

(川原林教育総務部次長)

お答えいたします。人事異動等ございまして、職が変わったための委嘱でございます。

(上原教育長)

ほかにございませんか。ないようですので、続きまして、報告第16号、高島市教育支援委員会委員の委嘱等について、説明をお願いします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

17ページをご覧ください。高島市教育支援委員会委員の委嘱等についてでございます。高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づきまして、高島市教育支援委員会委員の委嘱等につき、次のとおり臨時に代理しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。高島市教育支援委員会規則第2条の規定により、高島市教育支援委員会委員に次の者を委嘱または任命いたします。18ページをご覧ください。医師が2名、学識経験者が5名、関係教育機関の職員が14名、関係行政機関の職員が4名、以上25名を委嘱または任命するものでございます。中学校区での教育支援委員会、また市全体の教育支援委員会などにおきまして、支援を必要とする子どもたちに応じた関係づくり等していただくこととなります。なお任期につきましては、平成31年4月1日から令和2年3月31日としております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、続きまして、報告第17号、高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について、説明をお願いします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

19ページをご覧ください。高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等についてでございます。高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づきまして、高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等につき、次のとおり臨時に代理しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。高島市立学校結核対策委員会規則第3条第1項の規定により、高島市立学校結

核対策委員会委員に次の者を委嘱または任命いたします。本日お配りしております結核対策委員会委員の名簿をご覧ください。医師会の代表、結核の専門家、学校医の代表、高島保健所長、市立学校の校長、市立学校の養護教諭、教育長が必要と認めるものという11名で構成をされております。学校における必要な結核対策について、審議検討をしていただくことが主な内容であります。任期につきましては平成31年4月1日から令和2年3月31日までとしております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、続きまして、報告第18号、高島市立学校産業医の委嘱について、説明をお願いします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

高島市立学校産業医の委嘱についてでございます。21ページをご覧ください。高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づきまして、高島市立学校産業医の委嘱につき、次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告いたします。労働安全衛生法第13条の規定により、高島市立学校産業医に次の者を委嘱いたします。委嘱いたします医師は、本田朋仁医師です。任期は平成31年4月1日から令和2年3月31日までです。主な内容は定期健康診断の結果分析、長時間労働等で面接を必要とする場合にお世話になる、また、メンタルヘルス対策について相談させていただくなどになります。教育委員会として市内教職員の健康管理を担っていただくために委嘱させていただきます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、続きまして、報告第19号、高島市学校給食運営委員会委員の委嘱等について、説明をお願いします。長瀬学校給食課長。

(長瀬学校給食課長)

報告第19号高島市学校給食運営委員会委員の委嘱等についてでございます。高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、高島市学校給食運営委員会委員の委嘱等につき、次のとおり臨時に代理しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。高島市学校給食共同調理場設置条例第4条第2項の規定により、学校給食に関する重要な事項ならびに共

同調理場の運営に関する審議を行う内容です。委員さんは20人以内となっております。これに基づき、次の者を委嘱または任命させていただきます。23ページをご覧ください。1号委員、小中学校等の校長の職にある方5名、2号委員、小中学校保護者代表5名、3号、公益を代表する者3名、以上13名でございます。任期は平成31年4月1日から令和2年3月31日までとしております。報告は以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。三矢委員。

(三矢委員)

内容とは関係ないのですが、任命、と書かれていて、多分委嘱だと思うのですがぼんぼんと空白が開いていたりするんですけども、これはあえて言葉を入れなくてもわかると思うんですが、委嘱ということですよ。

(上原教育長)

長瀬学校給食課長。

(長瀬学校給食課長)

空いているところは委嘱でございます。

(上原教育長)

ほかにご質問ございませんか。ないようですので、続きまして、報告第20号、平成30年度高島市立学校学校評価について、説明をお願いします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

別冊の学校評価の資料をご覧ください。平成30年度高島市立学校学校評価についてでございます。中学校区ごとにまとめさせていただいております。大変細かい字で申し訳ございませんが、すべての学校がこの様式により評価報告書を作成しております。どのような形になっているのかについてご説明をさせていただきます。一番上の段ですが、左側から学校教育目標、そして平成29年度の評価概要、そして、中期的目標となっております。2段目左側が今年度の評価項目(指導力点)、どの学校もだいたい3点から5点の指導力点、柱を立てております。そしてその横ですが、指標、成果目標は何を、取組指標はどのように取り組んだのか、そしてどう来年変化させるのかというような視点で指

標を組み立てております。そしてその横、達成状況につきましては児童生徒や親、また教職員の自己評価をもとに達成状況を出してございまして、その横、評定につきましてはAからDの4段階で評定を出してございます。Aが目標を十分に達成している、そしてDが改善を要する、という段階になってございます。その改善方策につきまして、それぞれの項目についてどのような点で見直しが必要かという点について確認しまとめたものを、学校関係者評価として、そのまとめたものを学校運営協議会の皆さんにお諮りして評価をいただいているというものが一番右の段になります。一番下のところが総評です。全体を振り返ったもの、そしてその評定がどうであったか、そして学校関係者の評価と協議会の評価を踏まえて、次年度どのような改善点が必要かということについてまとめたものでございます。大変細かい字で見にくいものでございますが、ほかの学校のものについても目を通していただけるとと思います。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。三矢委員。

(三矢委員)

まずは、紙面が昨年度までの評価報告書より大きくなっていますよね。多分今までA4ではなかったでしょうか。非常に小さくて、かなり小さい学校もあるんですけども、まずもって紙面がこれだけ大きくなっていると読めますのでありがたかったです。そういう環境を整えることも大事なことだなと思いました。

すべて細かくは見せてもらっていないんですけども、おおむねどの学校さんも最後の評定はA評価B評価ということで、ほぼほぼ今の目標が達成できているというような評価で、大変よく頑張っていたという状況だなと思って、ありがたく思って参りました。できたらもう少し時期的に早い段階で、今もうすべて変わられている状況なので、最後にみんなで評価して、今年これだけ頑張れたねっていうのができればなという感想を持っています。評価がよくなったと思うのは2つくらいあって、先ほども言ったように全体的にA評価B評価で目標を達成しているということで、それぞれの学校が掃除を頑張った、挨拶を頑張った、それから生徒会活動を頑張った、ふるさと学習、地域学習でよくできた、読書を頑張ったとか、これを頑張ったね、というのはこの評価目標の設定により、非常に何を頑張ったのかが子どもも先生も保護者も見える化に繋がるということでそういうところがあって大変よかったねって思います。それぞれの学校で、今年忙しかったな、で終わるのではなくて、これ頑張ったねって終われる、子どもも先生も保護者もこの達成感が今年に繋がってさらに今年

頑張れるように目標ができていて、学校としては非常にいい形で繋げていただいているんだなと思いました。それと、昨年度チャレンジということでつながり響きあう教育ということで、どの学校もコミュニティ・スクール、それから地域協働活動をそれぞれ中学校区で立ち上げて取り組んでいただいた成果が、先生方にしても子どもも保護者の欄も見せていただく限り、大変高い評価をしていただいているというところに、大変素晴らしかったなというふうに思いました。どの学校か忘れてしまいましたが、学校運営協議会の〇〇がこれからも学校の発展と、コミュニティ・スクールの発展のために力は惜しまない。みんなで頑張りましょう、というような感想を得られたというように書いてある学校があったんですけれども、いろんな準備を重ねていただく中で、委員の皆さんがお話し合いそして活動していくうちに、いつの間にかその発言が当事者として参画してくださっている姿が見られています。教育のリーダーシップの学校教育課、それから社会教育課、行政中心にいろんなスタートの環境整備をしていただいたいろいろな行政の方々に、本当に感謝申し上げたいと思います。

先ほどの教育長のお話にもありましたが、チャレンジからチェンジへというお話がございました。取り組みがスタートして、これから3年目、4年目へ向かっていきます。チャレンジした結果が地域ではどうなのか、学校ではどうなのかというところで、どういうふうにしてその評価を見える化していってみんなが共有していけるのかというところらへんを、今後の焦点に当てながら、またみんなで学んでいけたらなという感想です。以上です。

(上原教育長)

ご意見として受け止めさせていただくということです。ほかにございますでしょうか。ないようですので、続きまして、7. 今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局、上原参事が内容説明)

(上原教育長)

それでは、以上で本日予定しておりました定例会の内容は、すべて終了しました。これもちまして本日の定例会を終了します。

定例会終了 午前10時15分